

「経営者保証に関するガイドライン」のご説明

SBI 新生銀行

1. 「経営者保証に関するガイドライン」とは

「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）とは、経営者保証（中小企業の経営者などによる個人保証）において保証契約を検討する際や、金融機関が保証履行を求める際、また、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を行う際のルールとして、2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表し、2014年2月1日から制度がスタートしたものです。当行では、経営者保証につきましては、ガイドラインを遵守して取り扱うこととしています。

2. 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

(1) 経営者保証は、一般に法人と経営者個人の資産・経理等を明確に分離することが困難であることや、企業の信用力の補完、情報不足に伴う債権保全の必要性等の観点から、中小企業の皆様の資金調達の円滑化に寄与する等の役割があります。一方、ガイドラインでは、主たる債務者において以下のような点が将来に亘って充足すると見込まれる場合には、金融機関は、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に勘案する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえたうえで検討することとされています。

イ) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること

ロ) 法人から経営者への役員報酬、配当、貸付等が、社会通念上適切な範囲を超えないこと

ハ) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること

ニ) 法人から適時適切に財務情報等が提供されていること

ホ) 経営者等から十分な物的担保の提供があること

(2) 将来、お客さまより保証を頂く必要性が解消または減少された場合には、保証契約の解除・変更の可能性があります。お客さまよりお申出を頂いた場合等には、金融機関は改めて保証契約の必要性を判断することとされています。

(3) 保証履行時の履行請求額は、原則として、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案した上で、履行請求の範囲を検討致します。また、お客さまが、ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、金融機関は本ガイドラインに基づき、誠実な対応に努めることとされています。

【ご参考】ガイドライン及びQ&Aの詳細は、日本商工会議所及び全国銀行協会のHPをご覧ください。

日本商工会議所HP：[経営者保証に関するガイドライン | 日本商工会議所 \(jcci.or.jp\)](http://jcci.or.jp)

全国銀行協会HP：[経営者保証ガイドライン | 中小企業向け融資に関する相談窓口 | 一般社団法人 全国銀行協会 \(zenginkyo.or.jp\)](http://zenginkyo.or.jp)